

「民法改正と建築士業務に関する研修会」開催案内

来年度（2020年4月）に施行される改正民法は、これまでの「瑕疵（かし）」という言葉が、「契約不適合（けいやくふてきごう）」という概念に改正され、建築設計監理契約や工事請負契約など建築士の業務に大きな影響が想定されています。このたび、改正内容の概要と建築士業務における対策、今後の準備についての研修会を行います。日常の業務の参考になる研修会となっていますので是非ご参加ください。（建築士会CPD2単位予定）

1. 主催：公益社団法人 大分県建築士会、公益社団法人 日本建築士会連合会
2. 受講対象者：建築士業務に携わる建築士、契約担当者等
3. 開催日：令和元年7月26日（金） 14：00～16：30 受付13：30～
4. 会場：大分市アートプラザ研修室
5. 定員：50名
6. 講習内容：①改正民法について
②改正民法が設計監理契約に与える影響について
③改正民法が工事請負契約に与える影響について
7. 講師：大森有里（大森法律事務所：弁護士）
後藤伸一（ゴトウ総合企画：明治大学大学院客員教授）
川崎修一（（株）川崎建築計画事務所代表取締役）
8. 受講料： 2,000円 （講習テキスト代含む：DVD講習）
9. 申し込み方法
下記の申込書に必要事項を記入し、7月18日（木）までにFAX又はメール送信願います。
事務局で申込書が確認でき次第、受付番号を記載しメールまたはFAXで返信します。
申込先：公益社団法人大分県建築士会 事務局あて

「民法改正と建築士業務に関する研修会」

参加申込書 兼 受付票

（FAX： 097-532-6635 メール： info@oita-shikai.or.jp）

受付番号：

申込者氏名		勤務先・連絡先	
連絡先電話		連絡先FAX	

- 申込書に記載して頂いた個人情報は、講習の情報提供等の目的で使用させていただきます。
また、本会の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。